

日本海沿岸東北自動車道の酒田市山形県飽海郡
遊佐町間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山形県	酒田市 飽海郡遊佐町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
山形県飽海郡遊佐町	一般国道7号
山形県飽海郡遊佐町	一般国道7号
山形県飽海郡遊佐町	一般国道345号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約310億円とする。

6. 施行主体

施行主体は、国土交通大臣とする。

東関東自動車道水戸線の潮来市銚田市間の新設
に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
茨城県	潮来市 行方市 銚田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
行方市	市道麻生1-17号
行方市	一般国道354号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約710億円とする。

6. 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社とする。

近畿自動車道伊勢線の名古屋市中川区愛知県海部郡
飛島村間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛知県	名古屋市中川区 同市港区 海部郡飛島村

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間60キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
名古屋市中川区	市道高速1号
名古屋市中川区	一般国道302号
名古屋市中川区及び同市港区	一般国道302号
名古屋市港区	一般国道302号
愛知県海部郡飛島村	一般国道302号
愛知県海部郡飛島村	一般国道302号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,350億円とする。

6. 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社とする。